

令和8年度 第1回 府中市図書館協議会 会議録

■日 時 令和8年7月27日(月) 午前10時～12時00分

■場 所 ルミエール府中 5階会議室

■出 席：

[委員] (50音順、敬称略)

芦澤 時子、鹿島 伸明、熊谷 富士子、齊藤 誠一、島田 文江、菅原 尚志
田中 治夫、野口 武悟、福田 豊、森下 英美

[事務局]

矢ヶ崎文化スポーツ部長、楠本図書館長、加藤図書館長補佐、山元サービス係長、図書館職員

■欠席：なし

■傍聴人：なし

■議事

- 1 委嘱状の交付
- 2 文化スポーツ部 部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 正副会長選出
- 5 諮問
- 6 議題
 - (1) 府中市図書館協議会の運営方法について
 - ア 会議の公開について
 - イ 今後の開催スケジュールについて
 - (2) 諮問について
 - (3) 府中市立図書館実施事業の評価について
- 7 報告
 - (1) 令和7年度 府中市図書館協議会意見書について

8 その他

(1) 次回開催について

■配付資料

- 資料1 府中市図書館協議会委員名簿
- 資料2 府中市立図書館条例及び府中市立図書館条例施行規則
- 資料3 会議の公開について（案）
- 資料4 今後の開催スケジュールについて
- 資料5 府中市立図書館の現状と役割・図書館サービスの内容
- 資料6 府中市立図書館事業評価の評価方法について
- 資料7 令和6年度 府中市立図書館サービス状況調査票
- 資料8 令和7年度 府中市立図書館サービス状況調査票
- 資料9 府中市図書館協議会意見書（令和7年度）

補助資料

- ・ 令和7年度府中市立図書館事業概要
- ・ 図書館における「防犯カメラ」の設置・運用について（日本図書館協会 HP）

■会議録

【事務局】

皆様、おはようございます。定刻になりましたので、令和8年度第1回府中市図書館協議会を開催します。

本日、正副会長が決定するまでの間、進行役を務めます府中市文化スポーツ部図書館サービス係長の山元と申します。

なお、議事録を作成する関係で、本日の審議内容を録音させていただいております。あわせて、内部記録用として写真の撮影もさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、次第が一部です。

資料1、図書館協議会委員名簿となります。

資料2、府中市立図書館条例及び府中市立図書館条例施行規則、

資料3、会議の公開について（案）、

資料4、今後の開催スケジュールについて、

資料5、府中市立図書館の現状と役割・図書館サービスの内容、

資料6、府中市立図書館事業評価の評価方法について、

資料7、令和6年度府中市立図書館サービス状況調査票、

資料8、令和7年度府中市立図書館サービス状況調査票、

資料9、府中市図書館協議会意見書となります

補助資料として、令和7年度府中市立図書館事業概要が一部と、「図書館における「防犯カメラ」の設置・運用について」が一部となっております。

あとは、図書館の利用案内が一部となっております。

1. 委嘱状の交付

【事務局】

それでは、次第の1として、委嘱状の交付となります。

本来ならば、皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しするところですが、進行の都合上、机上に委嘱状を置かせていただいております。

任期は令和10年6月30日までの2年間となりますので、よろしくお願いいたします。

2 文化スポーツ部 部長あいさつ

続きまして、次第2に進みます。

令和8年度第1回図書館協議会の開会に当たり、府中市文化スポーツ部長、矢ヶ崎から委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

【矢ヶ崎部長のあいさつ】

3 委員紹介

【事務局】 次第の3になります。

資料1、府中市図書館協議会委員名簿をご覧ください。

まず、恐れ入りますが、各委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。

【各委員の自己紹介】

【事務局】 委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、職員の紹介をさせていただきたいと思います。

【事務局の自己紹介】

4 正副会長選出

【事務局】

続きまして、次第4、会長・副会長の選出についてでございます。

まず、図書館長より本協議会について、説明いたします。

【図書館長】

資料2の府中市立図書館条例及び府中市立図書館条例施行規則をご覧ください。

府中市図書館協議会は、府中市立図書館条例及び府中市立図書館条例施行規則で定められています。

初めに、府中市立図書館条例の第6条、府中市図書館協議会に関する規定をご覧ください。

第6条の第1項には、図書館法第14条第1項の規定に基づき、府中市図書館協議会（以下「協議会」といいます。）を置くとの規定があります。この規定により、本協議

会は令和元年4月1日に設置されました。第2項及び第3項では、協議会の委員は10人以内をもって組織され、教育委員会が委嘱するとの規定があります。この規定に基づきまして、先ほど10名の委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきました。

第6条の第4項では、委員の任期は2年で、再任を妨げないと規定しております。

続きまして、府中市立図書館条例施行規則の第16条、府中市図書館協議会の運用等に関する規定をご覧ください。

第16条の第1項では、本協議会は図書館長の諮問に応じ、図書館の運営に関する事項について審議し、その結果を答申するほか、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができると規定しております。

第2項では、協議会に会長及び副会長として、その選出方法は互選により定めるとしております。これについて、後ほど、正副会長を選出させていただきます。

続きまして、第17条、協議会の会議に関する規定をご覧ください。

第17条の第2項では、協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないと規定されております。

本日は定数10名の方、全ての方が出席となっておりますので、これにより本協議会は有効に成立していますことをご報告いたします。

【事務局】

それでは、府中市立図書館条例施行規則第16条2項に基づきまして、会長・副会長の選出をお願いいたします。

こちら、互選となっておりますので、立候補や推薦、ご意見等をお願いいたします。

多くの方が初めての場だと思いますので、なかなか立候補等は難しいと思いますので、事務局案を提示させていただいてよろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

【事務局】

事務局から、齊藤委員に会長を、野口委員に副会長をとという案をあげさせていただきます。

齊藤委員におかれましては大学の名誉教授として図書館学を専門とされておりまして、図書館の運営や図書館奉仕について深い見識をお持ちですので、会長として適任と考えてございます。

野口委員におかれましては、大学教授として図書館情報学を御専門とされておりますので、会長の補佐役として副会長に適任と考えております。

会長、副会長につきましては、お2人をお願いしたいと考えております。

【事務局】

会長に齊藤委員、副会長に野口委員という案がございました。皆様いかがでしょうか。

【「異議なし」との声】

【事務局】

それでは、会長を齊藤委員、副会長を野口委員として決定させていただきます。

【会長・副会長が席を移動】

【事務局】

それでは、齊藤会長、野口副会長にご挨拶をいただきたいと思います。

【会長・副会長のあいさつ】

【事務局】

ありがとうございます。それでは、以後の司会は齊藤会長にお願いいたします。

5 諮問

【会長】

それでは、議事を進行してまいります。

次第5の諮問について、事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、府中市立図書館から府中市図書館協議会へ諮問させていただきます。

【図書館長】

府中市図書館協議会、会長齊藤誠一 様

これからの時代に求められる府中市立図書館の役割及び方向性について諮問いたします。

次の事項について、府中市図書館協議会において審議し、答申してください。

1、諮問事項 これからの時代に求められる府中市立図書館の役割及び方向性について

2、答申・意見 令和9年7月31日まで

【会長】

ただいま館長から諮問書を受け取りましたので、皆様にも事務局から写しを配付させていただきます。

【諮問書の写しを各委員に配布】

【会長】

それでは、諮問事項の詳細について、事務局から補足説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、諮問事項について補足の説明をさせていただきます。

府中市立図書館は、これまで市民の読書活動を支えるとともに、地域資料の収集、子どもの読書活動の推進などを通じて、地域の知識の拠点としての役割を担ってまいりました。

一方で、近年、図書館に求められる役割は大きく変化しており、学びや課題解決のほか、居場所づくりやコミュニティなど、多様な機能が期待されるようになっております。

こうした状況を踏まえ、府中市立図書館が今後も市民にとって身近で利用しやすく、かつ時代の変化に対応した施設であり続けるため、今回、「これからの時代に求められる府中市立図書館の役割及び方向性について」として諮問し、答申をお願いするものでございます。

まずは、図書館空間の在り方についてとなります。

近年、全国の図書館では、子ども連れの利用、イベントなど、会話や活動を伴う利用が増えてきております。これに伴い、静けさを重視する利用者と、会話や活動を伴う利用者の双方が安心して利用できる環境づくりが課題となっております。

他自治体の事例では、静かな読書空間・学習の場と、会話や交流を許容する場を分け

る静と動のゾーニングを行っている例があります。図書館は静寂な空間だけを前提とするのではなく、利用目的に応じて選べる空間を用意することが重要になっていると考えております。

また、本市の総合計画・後期基本計画における図書館の達成指標について、図書貸出点数を来館者数に変更しております。これは図書館に足を運んでいただくことを目標としていくところでございます。

本市においても、読書や調査研究に集中できる環境を確保しつつ、子どもや若者、子育て世代、地域活動に関わる方々が過度に萎縮せず利用できるよう、どのような範囲で音や会話を許容していただくかについて、ご意見をいただきたいと考えております。

次に、安全対策についてとなります。

図書館は、年齢や目的の異なる多くの市内・市外の方が利用する公共施設であり、特に中央図書館につきましては夜10時まで開館していることや面積も広いことなどから、より一層、誰もが安心して過ごせる環境を整えることが不可欠と考えております。

特に、館内の防犯カメラの設置につきましては、安全確保の観点から有効な手段の一つである一方、図書館が利用者の読書傾向や調査内容など、個人の思想・信条に関わり得る情報を扱う施設であることから、その設置には、プライバシー保護の観点を考慮する必要があります。

設置の際には、図書館独自の防犯カメラ管理運用要綱を定め、管理責任者や保存期間、録画画像の外部提供の制限などを明文化していくことが重要となります。

そのため、防犯カメラの設置の必要性等について、ご意見いただきたいと考えております。

最後に、府中基地跡地に移設予定の生涯学習センター図書館の運営方法についてとなります。

生涯学習センター図書館については、府中基地跡地に建設予定の府中市新総合体育館の基本構想に組み込まれ、複合施設となる予定となっております。現在、市では新たな公園づくりの取組と併せて、内部で複数回協議を重ねてきております。

昨年度につきましては、図書館協議会の意見書として、移設後の新たな図書館の整備に関するハード面におけるご意見をいただいております。今回は、ソフト面における運営方法について検討していく必要があるため、ご意見をいただきたいと考えております。

以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から諮問の内容について、具体的なお説明をいただきましたけれども、何かご質問ございますでしょうか。

今の説明では、これからの図書館空間について、どのようなものが必要なのかというような検討と安全対策、特に防犯カメラについての話がありました。

もう1点は、前回から議論をしております生涯学習センター図書館についてです。昨年度には、同図書館の改修に関してハード面について意見書を出させていただいております。今回はソフト面での検討を行い、答申してほしいとのことです。

【副会長】

生涯学習センター図書館の運営方法について、答申期限である令和9年7月31日までに審議して答申するというスケジュールでよろしいですか。

それとも運営方法の部分のみについて、前倒しで、協議会としての意見を出さなくては行けないのでしょうか。

【事務局】

府中基地跡地の新総合体育館については、公園や体育館について、この協議会と並行して他の協議会が審議を行っております。図書館の運営部分の方針については、令和9年7月末までに当協議会から答申をいただければ問題ないと考えております。

6 議題

(1) 府中市図書館協議会の運営方法について

ア 会議の公開について

【会長】

それでは、続いて、6、議題で（1）府中市図書館協議会の運営方法について、これについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料3の会議の公開について（案）をご覧ください。

1の会議の公開についてですが、府中市では附属機関等の会議は、府中市情報公開条例に基づき、原則公開としております。資料3には、府中市情報公開条例第32条を抜

粹しております。

第32条第1項の後段、ただし書部分では、非公開とするものを第1号から第3号に規定しております。これらの規定に該当する可能性がある場合には、改めて委員の皆様に関開・非公開の判断をご審議いただきます。

次に、2、会議の開催の広報につきまして、あらかじめ会議の日程や会場を市報に掲載をしていきます。

続きまして、3、会議録の作成及び公開につきましては、会議の公開の原則から議事録を作成し、公開することが原則とされております。会議後、要点記録による会議録を事務局にて作成して、各委員に内容のご確認をいただき、市政情報公開室及び市・図書館ホームページにて公開したいと考えております。

なお、発言者の氏名につきましては原則公開しないものとしております。

4、傍聴できる人数の制限等につきましては、会議室の広さなど物理的な制約のため、おおむね3人程度で会議ごとに事務局で決定をしていきます。傍聴希望者は原則、事前申込制とさせていただきます。

5、傍聴者名簿への記入及び注意事項、こちらにつきましては、傍聴者の方には名簿への記入をお願いするとともに、傍聴についての諸注意事項のご確認の上、会議の進行を妨げることをないようにしていただきます。

6、会議資料の配付につきましては、委員の皆様への送付は会議開催日のおおむね1週間前までに郵送で送らせていただきます。傍聴者の方にも配付をいたしますが、会議終了後に回収いたします。

説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。ただいま、会議の公開について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問、ございますか。

【意見・質問等なし】

【会長】

それでは、ご異議等がないようなので、この資料3の「会議の公開について（案）」から（案）を取って、この内容で進めたいと思います。

続きまして、本日の傍聴者について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

傍聴者につきましては、7月15日付、広報ふちゅう及び市図書館ホームページで募集いたしましたが、希望者はいらっしゃいませんでした。

イ 今後の開催スケジュールについて

【会長】

ありがとうございました。今回は傍聴希望者はなしとのことでした。

それでは、続きまして、議題（１）のイ、今後の開催スケジュールについてお願いをいたします。

【事務局】

資料４の今後の開催スケジュールについてをご覧ください。

本協議会は年３回の開催を予定しており、会議時間は平日の約２時間、会場は中央図書館５階の会議室を予定しております。

第１回である本日は、図書館の現状や課題、本協議会の審議内容、審議の進め方などについてご説明をさせていただきます。

協議会の回数については、生涯学習センター図書館が関連する新総合体育館の検討の進捗状況から実施時期を前倒しや会議回数が増える可能性もございます。

各会議の詳細な日程につきましては、随時説明をさせていただきます。なお、内容等については、現段階での案となっておりますので、今後変更の可能性もございます。

【会長】

今後の開催スケジュールについて、事務局から説明がありました。何かご質問ございますでしょうか。協議会の回数も増えるのかもしれないということですが、よろしいですか。

【意見・質問等なし】

【会長】

それでは、このスケジュールで進めたいと思います。

(2) 諮問について

【会長】

続いて、（２）諮問についてですが、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

本日は、第１回目ということで、府中市図書館の現状について、説明させていただきますと思います。

資料５をご覧ください。

１ページから２ページには、これまでの府中市立図書館の歩みについて記載しております。

府中市立図書館の始まりは、１９４７年、町会議所内に図書室を開設したことに遡ります。

１９６１年には、旧府中町役場を利用して府中市立図書館を新たに開館し、翌年からは図書の貸出しを開始いたしました。

１９６７年には大國魂神社敷地内の建物に移転・開館いたしました。

１９７１年からは、白糸台図書館を皮切りに、順次、地区図書館を開館しております。

そして２００７年、ルミエール府中の建設に伴い、現在の場所に中央図書館を移転・開館いたしました。この移転・開館では、民間活力を導入したＰＦＩ方式を採用しております。新たな中央図書館では、資料ごとに無線式のＩＣタグを貼り付けし、これを用いた自動貸出機や予約棚、巨大な自動出納書庫を地下に設置するなど、最新の図書館システムを持つ図書館としてサービスを開始しております。

２０１１年には当協議会の前身となります府中市立図書館サービス検討協議会が発足し、２０１５年に名称を府中市立図書館サービス検討会議に変更いたしました。

２０１７年には、より多くの方に図書館資料をご利用いただくために、利便性のよい府中駅前ル・シーニュ５階にて、市政情報センター図書取次業務を開始いたしました。

２０１９年には、図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、審議、答申することができる附属機関として、府中市図書館協議会を発足いたしました。

２０２０年には、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、サービスの一部を利用停止いたしました。

２０２３年３月には、５か月間の長期休館を経て、中央図書館がリニューアルオープンを迎えて、新たな歩みを進めております。

２ページ目の中段以降には、府中市立図書館の基本方針と中央・地区図書館それぞれが持つ機能と役割を記載しております。

続きまして、3ページですが、府中市立図書館の施設概要となっております。府中市立図書館は中央図書館と12の地区図書館から構成されておりまして、13館全てが複合施設となっております。

地区図書館は併設する施設によって、大きく3種類に分けております。

4ページから7ページにかけて、こちらは各館の個別概要を表示したものでございます。

8ページをご覧ください。上段につきましては、各館の配置図、下段につきましては、地区図書館の1館当たりの人口数を同規模の人口を持つ自治体と比較して示したものでございます。府中市の地区図書館数は、同規模の自治体に比べて、数が多いため、1館ごとの人口数は少なくなっております。これにより、市民一人一人が快適に地域に根差した図書館を利用することができる環境が整っていることが分かります。

続きまして、9ページから11ページには、府中市立図書館が実施している主なサービスを掲載しております。

地区図書館につきましては、施設の規模や人員の問題により、実施が難しいサービスもありますが、基礎的なサービスについては、おおむね中央図書館と同様のサービスを提供しています。

12ページは、府中市立図書館の運営手法についての説明となります。中央図書館はPFI手法を導入し、平成19年12月より市民会館との複合施設として、ルミエール府中に移転・開設いたしました。

PFIとは、建物の建築から管理・運営までを一括して事業者へ委託する手法ですが、中央図書館のPFI手法には一部特殊な点がありまして、図書館の運営については全てを委託するのではなく、貸出し・返却や書架整理などの基礎的な業務のみを委託しております。

直営となる市として行う業務は、13ページ下段に記載のとおり、資料の収集・選定、利用者の登録業務やレファレンス業務・児童サービスやハンディキャップサービスなどとなります。

また、地区図書館につきましては、すべて直営での業務を実施しております。

15ページから19ページにかけましては、図書館の利用状況をまとめた各種グラフとなります。

15ページの来館者数と17ページにございます貸出利用者数については、減少傾向となっておりますが、一方で、19ページに記載されている人口1人当たりの貸出数については、全国平均4.9点に対して、府中市では6.1点となっており、全国の平均と

比べると、やや活発な利用状況と言えることが分かります。

府中市立図書館は1947年からの歴史がありますが、PFI事業などの民間活力の導入や電子図書館の導入など、時代とともにニーズを捉えた変化をしてきております。現在では、全国的に活字、図書館離れや新型コロナウイルス禍を経て、一度離れた利用者が戻ってこないなどの課題があります。

地域の知識の拠点としての役割を担ってきた図書館であります。近年、図書館に求められる役割というのは大きく変化しており、学びや課題解決のほか、居場所づくりやコミュニティなど、多様な機能が期待されるようになってきております。

今回は第1回ということで、現状の説明のみとなりますが、第2回以降の会議につきましては、本資料と、補助資料として配布させていただいた「令和7年度事業概要」及び「防犯カメラの設置・運用について」を基にご議論を進めていただきたいと考えております。

【会長】

府中市立図書館の概要について、説明をいただきましたが、ご意見、ご質問ございますか。

【委員】

PFIとの役割分担について、レファレンス業務に関しまして、市と民間事業者どちらにも記載がありますが、どのような役割の切り分けをされているのですか。

【事務局】

民間事業者の行うレファレンスについては、基本的にはクイックレファレンスとして、資料の所在などの書架案内に近い簡単なレファレンスを行っています。

市が担っている部分は調べものなどの資料の調査など詳しいレファレンスを行っています。

【委員】

事業者でクイックレファレンスをしたうえで、解決できないなど場合について、市と事業者で連携して、引継ぎなどを行っているのでしょうか。

【事務局】

はい。

【会長】

他にご意見・ご質問ありますか。

【委員】

資料５では、府中市立図書館の現状の把握として、現在の状況のみが記載されているのですが、それだけでなく現在の事業の評価や課題なども記載してはどうでしょうか。

【会長】

資料５では、現状の記載となっておりますが、この後説明があると思いますが、図書館事業の評価も行っていて、そちらの資料に評価等についての記載があります。

【事務局】

今回は、第１回ということで現状把握についての資料を中心に説明いたしました。第２回以降では、今後の図書館の在り方について、事例なども含めて資料を用意させていただきたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。また、学校図書館や社会福祉協議会の施設にも、本があって、障害などの専門の図書もあるようです。そのような学校図書館や専門図書館なども把握されているのでしょうか。

【事務局】

この後、ご議論いただく図書館評価の資料には記載がございますが、ハンディキャップサービスとして、布の絵本の巡回展示や、こども発達支援センター「はばたき」などでもさわる絵本などの資料を展示させていただいております。学校との連携では、電子図書館を学校でご利用いただくようお願いすることや学級貸出などもございます。

【副会長】

府中市の図書館は、一人当たりの貸出数を見ると利用が多い方だと思いますが、コロ

ナ禍以降、利用数も貸出数も減少したまま戻らないというのは、全国共通の課題になっています。

そのような状況の中で、従来の図書館評価は貸出数を軸に評価をするということが多かったのですが、評価の指標などの在り方自体を見直していく流れも見えてきています。

来館者数、利用者数についても、減少の状況となっているのですが、今回の諮問事項でも言及のあった図書館空間の在り方を見直して、静かに図書館の中で読書・学習をしたいというだけではなく、そこで様々な調べものをして、調べたことを共有し合うようなラーニングコモンズ的な使い方や図書館で社会的な活動を行えるようにする。府中の場合では、文化センターに地区図書館があるので、そこでの活動と連携するなどが考えられます。また、新しい動きとして、3D プリンターを導入してモノづくりをしている図書館もあるので、そのような活動的な要素などを組み込んで、新たな空間づくりをすることで、より多くの市民に来てもらえるような図書館づくりを検討する視点や方向性が重要になってくるのではないのでしょうか。

特に、静と動の活動場所をゾーニングして切り分けるというのは、スタンダードな手法になりつつあって、多摩市に新しくオープンした中央図書館では、館内でお話できるスペースなどを設けているので、そういう流れが主流化していくのではないかと思います。

数年前にオープンして、来館者数が日本一を記録した石川県立図書館でも館内どこでも、話しても良い空間となっています。

ただし、静かに本を読みたい人のために、サイレントルームといって、静寂読書室を用意するという発想となっています。基本的には、館内どこでも話しても良くなっている、子育て世代の方がすごく来やすくなっています。

子どもの声がうるさいと言われるなど、子連れで図書館に行きにくい方も多いので、そのような心配なく、静と動がゾーニングされていて、来館者数増を図っているという図書館もあるのが、新しい動きとなっています。

【会長】

ありがとうございました。それでは他に何かございますか。

【委員】

資料の19ページでは、中央図書館と地区図書館の貸出総数が載っていて、地区図書館では貸出数の推移がおおむね横ばいに近い状況となっていますが、一方で中央図書館

では、コロナ禍以前から減少傾向となっています。

副会長の話を聞いて、地区図書館では活動的な取組があって、来館者が多いのかもしれないと思いました。市では、中央図書館と地区図書館との貸出数の推移の差をどう捉えているのかお伺いしたいです。

【事務局】

市でも貸出数の推移については、分析を行っていますが、明確な差の原因については、わからない部分が多い状況です。

ただし、現在、地区図書館では、基本的に静かにするという空間となっていて、学習する場合も閲覧スペースなどで行っている状況です。これは時代のニーズに合っていない部分があると考えていて、諮問として、今後の図書館空間についてご意見をいただきたいと考えているところです。

(3) 府中市立図書館実施事業の評価について

【会長】

それでは、次に次第の（３）府中市立図書館実施事業の評価について、事務局からご説明いただけますか。

【事務局】

府中市図書館では、令和６年度より図書館実施事業の評価を行っております。

まず、資料の６をご覧ください。

図書館評価とは、図書館全般の活動並びに運営の実態について点検・測定し、その存在意義や機能の発揮状況、目標の達成具合などについて判断するために行うものとなっております。

図書館評価につきましては、図書館法第７条第３項等に努力義務として規定をされており、多くの図書館で実施されております。

当館におきましても、本市が実施する図書館サービスについて、適切な評価を行い、事業の改善等を目指して、PDCAサイクルによる進行管理を行っていく予定です。

前期の協議会にてまとめていただきました府中市立図書館サービス状況調査票を活用し、委員の皆様のご意見をいただきながら図書館評価を行っていきます。

資料７をご覧ください。これは前年度行った図書館実施事業の評価に用いた調査票となっております。

まず、図書館が前年度の各種サービスの実績について自己点検及び評価を行い、サービスの実績や今後の方向性について記載しています。その後、委員の皆様がそれぞれの項目の内容をご参照のうえ、ご意見等をいただき、「委員の意見等」の欄に記載させていただきます。

加えて、令和6年度の図書館実施事業の評価の総評をいただき、記載いただいております。

皆様に今年度、実際に評価していただきたい図書館の実施事業につきましては、令和7年度に実施した事業となっております。

資料8をご覧ください。令和7年度府中市立図書館サービス状況調査票について記載されております。

委員の皆様には、この資料8の調査票の記載事項をご確認していただき、ご意見等をいただきたいと思いますと思っております。こちらについては、14項目に分けてサービスをまとめております。(1)の貸出し・閲覧サービスから、(14)のボランティア活動の推進までとなっております。

14項目全てのサービスについて、ご意見をいただく必要はございませんが、調査票の一番左側の欄に基本方針が記載されておりますが、こちらの4つ基本方針からそれぞれ1つ以上のサービスについて、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

委員の皆様はご自身の興味が深い分野などについて、特にご意見いただきますようお願いいたします。もちろん、全てのサービスについて、ご意見を出していただいても問題ありません。

資料8の調査票のデータにつきましては、後日メールでも送信させていただきます。

いただいたご意見につきましては、事務局及び正副会長で取りまとめ、第2回の会議にて、その内容についてご審議いただきます。

その後、再度事務局で取りまとめを行い、総合所見について、正副会長に案を作成していただきます。

3回目の会議にて、総合所見(案)を含めた調査票を委員の皆様にご確認・ご了承をいただき、公表させていただきます。いただいたご意見については、今後の図書館サービスの参考とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。評価についてご説明をいただきました。

評価については、実績が出て、図書館が自己点検評価をして、その後に我々が第三者

評価として、進めていきます。各委員から、ご意見をいただいて、それをまとめていきます。

私からの質問ですが、前回の令和6年度の評価で、委員の方から、その他の意見として、評価項目に関して、改善を求めるご意見がありました。

これは、4つの基本方針とそれに付随する図書館の提供するサービスに区分けに違和感があり、具体的には付随する箇所が異なっているので、区分け自体を見直した方が良いのではないかというものでした。事務局としては、いかがでしょうか。

【事務局】

基本の方針3の情報化社会における市民の情報拠点となる図書館について、これに付随するのが（11）視聴覚サービス、（12）情報発信サービスとなっています。

（11）については、主にデジタルコンテンツの貸出し、（12）は主に図書館が提供する情報の電子化についての事業となっており、市民の情報拠点という役割とは、ストレートには結びつかないのではないかというご提起でした。まず、図書館の評価につきましては、令和5年度の図書館協議会でご審議をいただき策定した「府中市立図書館運営方針」に基づきまして、4つの基本方針と付随する14項目のサービス内容において、評価を実施させていただいております。

ご意見につきましては、まず一度受け止めさせていただいたうえで、今後、運営方針を見直す際に、改めて図書館協議会の皆様にお諮りをし、項目の見直し等を検討させていただければと考えております。

【会長】

今回の評価については、現行の項目で行って、今後図書館の運営方針を見直す際に、サービス項目の分類も見直すとのことですので、よろしいでしょうか。

【委員】

今のご説明では、図書館の運営基本方針は、令和5年度に策定されたとのことですが、この基本方針の見直しも必要と感じております。

情報化社会について、現行の運営方針の考え方自体がかなり古い考え方となっていて、早急に見直す段階に来ているのではないかと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

【会長】

私も今後、見直しは必要だと思いますが、今回の評価はこの項目でご意見いただければと思います。

令和7年度の評価票の図書館の実績、自己評価を参照して、それぞれの事業にご意見をいただきたいと思います。各委員の皆様、お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いをいたします。

7 報告

(1) 令和7年度 府中市図書館協議会意見書について

【会長】

続きまして、次第7の報告として令和7年度府中市図書館協議会意見書について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

資料9、府中市図書館協議会意見書をご覧ください。

この意見書は、昨年度、府中基地跡地に移設予定の生涯学習センター図書館の整備の方向性について、図書館協議会の皆様からご意見をいただいたものとなります。

2ページ目をご覧ください。

基本的な考え方として、生涯学習センター図書館は現在の場所から隣接する府中基地跡地に建設予定の府中市新総合体育館の基本構想に組み込まれており、複合施設となる予定でございます。図書館機能の公共性・継続性を確保しつつ、複合施設との連携による相乗効果や市民サービスの向上を目指していくことが記載されております。

2ページ目には施設配置の方向性、3ページ目には、複合化の利点などが記載しております。

4ページ目には、市民ニーズの反映についての記載があります。こちらが図書館協議会からいただいた具体的なご意見となっています。

6つに分けて記載しております。

まず、(1) 施設構造と動線設計として、例えば施設の入り口やカウンター、バックヤード等々のすみ分けについて、記載されています。

(2) 空間と機能の多様性として、キッズスペースや親子向けエリアなどを設けてほしいといったご意見をいただいております。

続きまして、5ページの(3) 地域との連携と文化発信として、体育館と複合化される

予定で、周囲には美術館、府中の森公園、浅間山などがございますので、周囲環境との機能連携やハブとしての機能を有してほしいというご意見をいただいております。

（４）新たな学びと体験の提供として、体育施設側で行った市民アンケートにあった意見ですが、eスポーツやA I・V Rを活用した次世代学習支援などを導入してほしいというご意見をいただいております。

（５）居心地のよい空間と滞在型施設の実現として、滞在型の図書館として、多くの来館者に来ていただけるようにカフェなどの飲食スペースや屋外テラス等を併設してほしいとのご意見をいただいております。

（６）防災・安全対策として、新総合体育館では、防災機能を有した施設とすることを予定しておりますが、複合施設として、図書館も属しますので、防災対策やユニバーサルデザインの徹底などについてのご意見をいただいております。

６ページ目には、まとめとして、新しい複合施設が地域特性や市民ニーズを的確に反映し、他施設との連携による相乗効果を最大限に発揮するよう整備することを求めているとの記載となっております。

【会長】

ありがとうございました。この意見書は、前年度の図書館協議会の中で、議論を行い市に提出をしているものです。基本的にはハード面について、まとめております。

新施設は、府中基地の跡地に現在多摩川沿いにある総合体育館が新総合体育館として、移設されて、そこに生涯学習センターにある図書館の機能が移転されるということです。周囲は公園として整備されるとのことで、周りの環境と一体化した整備を行い、より多くの方が来館いただけるような図書館を作してほしいとの思いで、意見書を提出いたしました。

今年度の協議会では、ソフト面について、検討して、意見を出していくことになると思います。

ご質問等はございますか。

【委員】

資料９の４ページ目の４項目の市民ニーズの反映について、市民ニーズ調査について、どのような規模で調査したのかわかりますか。

【事務局】

市民ニーズ調査につきましては、新総合体育館の基本構想の素案を作成する際に、所管課でアンケートを行っています。

具体的には1,913名の方から回答がありまして、主には市民の方、近隣の小中学校及び体育の競技団体に対してアンケートを行ったようです。

【会長】

それでは、他にご質問はありますか。

【委員】

新総合体育館ができて、その中に図書館が入るのでしょうか。

【会長】

複合施設なので、そうなります。

【委員】

体育館に関連する図書を置くなどするのでしょうか。

【事務局】

蔵書構成などは、決まっていませんが、基本的には地区図書館機能を維持して、体育館とどのように連携していくかは今後の検討課題となります。協議会でご意見いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】

資料9の市民ニーズの反映の箇所の（5）番について、居心地のよい空間について、以前、外国の小学校に行ったことがあって、その学校でソファが外にあって、青空の下で本を読んでいる子どもたちがいて、非常にすてきな取り組みだと感じたことがありました。公園と一体化した図書館であれば、屋外で本を読めたりすると非常に良いのではないかと思います。

【会長】

公園と一体化した施設整備となりますので、様々な工夫ができるのではないかと考え

ます。他には質問ありますか。

【委員】

現在の生涯学習センター図書館が、新しい施設に入った際に図書館の床面積などは変わらないのでしょうか。

【事務局】

床面積については、現行の生涯学習センターとほぼ同様の面積を確保できるとの予定となっています。

8 その他

(1) 次回開催について

【会長】

それでは、次第8のその他として、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

事務局から4点、説明いたします。

まず、1点目としましては、府中市図書館サービス状況調査票について、委員の皆様からご意見をいただくために、資料を近日中に送付させていただきます。また、本日の会議録につきましても、1か月をめどに皆様に送付いたしますので、併せて内容のご確認をお願いいたします。

状況調査票のご意見につきましては、いつまでにご意見をいただくよう期限を設けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2点目ですが、今後の開催日程でございますが、第2回は10月下旬、第3回目は12月の開催を予定しております。

第2回の開催日について、事前に正副会長との日程候補日を調整させていただきまして、10月28日の午後2時からではどうでしょうか。

【会長】

皆さま、日程の都合はいかがでしょうか。

(何人かの委員より当該日程では、出席が難しいとの話あり)

【会長】

まだ日程を調整することは可能ですか。

【事務局】

調整は可能ですので、改めて会議室の状況など確認して、委員の皆様と日程調整させていただきます。

【会長】

それでは、できるだけ多くの委員が出られる日に調整をお願いします。

【事務局】

続きまして、3点目になります。委任状と個人番号提供書につきまして、ご提出をお願いいたします。

最後、4点目になります。

現在の宮町図書館が新庁舎の「はなれ」の建設に伴い、現在のふるさと府中歴史館から新庁舎の2階に令和9年1月4日より移転をいたします。名称もこれまでの宮町図書館から「ふるさと文庫」と変更になります。開館の際には、ぜひ足をお運びください。

【会長】

「ふるさと文庫」の名称に関して、ご説明はいただけますか。

【図書館長】

6月の市議会で宮町図書館の住所・名称・休館日等の変更をお認めいただきました。

新しい名称については、新庁舎のコンセプトが宿場町をイメージしているということで、そのイメージとの親和性と新庁舎1階に設置されます歴史展示室との関連性を持った名称として、「ふるさと文庫」となりました。

【会長】

ありがとうございました。それでは、今回の協議会はこれで終了となりますが、委員の皆様の感想をお聞きしてもよろしいでしょうか。

【～各委員の感想～】

【会長】

ありがとうございました。すべての議題が終わりました。

それでは、今日の第1回の府中市図書館協議会、これで終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。